

みんなで防犯応援隊表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みんなで防犯応援隊（以下「防犯応援隊」という。）が実施するながら防犯活動について、特に優れた取組を顕彰するにあたり、表彰に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、防犯応援隊の社会的貢献を県民へ周知するとともに、県内企業及び団体のみんで防犯応援隊運動への参加を促進し、本県の安全・安心まちづくりに資することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、防犯応援隊に参加し、特に優れた取組を実践している企業及び団体（事業所を含む。以下同じ。）とする。

2 前項に関わらず、代表者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合は表彰の対象としない。

(推薦)

第4条 被表彰候補企業及び団体の推薦は、自薦又は他薦によるものとする。

2 被表彰企業及び団体を推薦しようとする者は、みんなで防犯応援隊表彰推薦書（別紙様式）を、知事に提出しなければならない。

(被表彰企業及び団体の決定)

第5条 被表彰企業及び団体を決定するため、みんなで防犯応援隊表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 被表彰企業及び団体は、推薦があった者の中から、委員会の選考を経て決定する。

3 委員会の構成及び審査の基準に関する事項は、別に定める。

(表彰の取消し)

第6条 被表彰企業及び団体が、表彰を受けるのにふさわしくない行為を行ったときは、当該表彰を取り消すことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年1回行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。